

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 10 日 (火) 第 377 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 14 号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により, 指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	廃止年月日
市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野3079	令和4年11月30日
まつやま歯科	南さつま市金峰町新山字小中原 2045番2	令和4年10月31日

鹿 児 島 県 告 示 第 15 号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により, 次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	指定年月日
南さつまマリンバ薬局	南さつま市加世田村原四丁目14-1	令和 4 年 12 月 1 日
J O Y メディカルクリニック	始良市加治木町反土2156番地 5	令和 4 年 12 月 1 日
卓翔会記念病院	薩摩川内市天辰町1512番 1	令和 4 年 12 月 1 日
市比野記念クリニック	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地	令和 4 年 12 月 1 日

鹿児島県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
棚田恭平	整骨院sports college 鹿屋市寿七丁目 5 - 5 ASSIST-Kビル201号	令和 4 年 12 月 1 日	柔道整復

鹿児島県告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
豊栄調剤薬局柏原店	肝属郡東申良町川東3332番地 1	令和 4 年 12 月 31 日	精神通院医療

鹿児島県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
辻之堂薬局	鹿児島市谷山中央七丁目 2 番 2 号	令和 5 年 1 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		

株式会社あい ずのとも	宮崎市大塚町 乱橋4551-1	あいず訪問看 護ステーショ ン鹿児島	鹿児島市山下 町8番9号平 和マンション 1階	令和5年 1月1日	精神通院医療
----------------	--------------------	--------------------------	----------------------------------	--------------	--------

鹿児島県告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年1月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
さつき調剤薬局	鹿児島市鷹師二丁目3番19号	令和5年 1月1日	精神通院医療
瀬々串薬局	鹿児島市喜入瀬々串町3409-2	令和5年 1月1日	精神通院医療
ひなた薬局	薩摩郡さつま町轟町18番地14	令和5年 1月1日	精神通院医療
フタヤ薬局垂水店	垂水市旭町23番地	令和5年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和5年1月10日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
医療法人徳洲会与論徳洲会 病院 大島郡与論町大字茶花403 -1	名称	医療法人沖縄 徳洲会与論徳 洲会病院	医療法人徳洲 会与論徳洲会 病院	精神通院医療

鹿児島県告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和5年1月10日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
			変 更 前	変 更 後	
株式会社ダイズ 鹿児島市千年二丁目11番 21号	訪問看護ダイズ 鹿児島市東谷山5- 9-1エーデルハイ ム前村2-A号室	事業所の所 在 地	鹿児島市小山 田町5848番地 5	鹿児島市東谷 山5-9-1 エーデルハイ ム前村2-A 号室	精神通院医 療

鹿児島県告示第23号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（UAVレーザ測量及び車載写真レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 12 月 18 日から令和 5 年 1 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿 児 島 市 喜 入 瀬 々 串 町 及 び 中 名 町

鹿 児 島 県 告 示 第 24 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、熊本防衛支局長から令和 4 年 11 月 15 日鹿 児 島 県 告 示 第 796 号で告示した公共測量の実施は、令和 4 年 12 月 14 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高速土壌養分自動分析装置 8 台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿 児 島 県 出 納 局 管 財 課 調 達 係
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 12 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三和理工有限会社鹿 児 島 営 業 所
鹿 児 島 市 伊 敷 台 一 丁 目 22 番 5 号 102 号
- 5 落札金額
136,400,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 10 月 28 日

公 安 委 員 会 告 示**鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 告 示 第 1 号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 1 月 10 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鱈 野 孝 清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 新・遠山の金さん r. JWZ	77Ve 株式会社 J F J	210292